

神奈川県立図書館資料収集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法(昭和25年法律第118号)及び神奈川県立図書館組織規則(昭和59年教育委員会規則第4号)に基づき、図書館事業を適正に遂行するため、資料の収集に関し、必要な事項について定めるものとする。

(資料収集の基本方針)

第2条 資料の収集は、次の各号に定める方針に基づき行うものとする。

- (1) 川崎図書館、県内市町村立図書館、県立公文書館等との役割分担を踏まえ、主として調査研究に資するものを収集する。
- (2) 社会科学及び人文科学分野の資料を重点的に収集する。
- (3) 郷土資料として神奈川資料の収集については特に留意する。
- (4) 女性関連資料の収集については特に留意する。
- (5) 県民のうち特に一般成人層のニーズを常に把握し、その生涯学習に必要な資料を収集する。
- (6) 宗教関係、政治関係、思想関係資料については、特定の立場に偏らないよう留意する。ただし、特別コレクションの対象となるものは除く。
- (7) 収集の方法は、購入のみならず、寄贈、寄託、管理換、編入、交換等の手段を十分活用し、迅速かつ的確に行うものとする。

(資料の種類)

第3条 県立図書館が収集する資料の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他の資料

(図書の種類)

第4条 前条第1号で規定する図書とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 新刊国内図書
 - ア 基本図書 最小限必備すべき図書であって、社会科学及び人文科学分野でいえば、法律学全集、日本思想大系等
 - イ 参考図書 辞書、事典、年表、書誌、書目、索引、図鑑、地図帳等であって、たとえば、広辞苑、現行法規総覧等
 - ウ 専門図書 特定主題を中心とした専門領域についての図書
 - エ 一般図書 教養、趣味、娯楽に関する図書で専門図書以外の図書
 - オ 文学者の個人全集又は著作集の決定版
 - カ 調査報告
 - キ 伝記
 - ク 各分野の書誌、書目
 - ケ 大活字本
 - コ 研究用児童図書
- (2) 新刊海外図書
 - ア 主要国及び近隣諸国の言語で書かれた基本図書及び参考図書
 - イ 各国の経済、財政事情、歴史、統計データ等
 - ウ 在県外国人に対する日本情報(オン・ジャパン)

- (3) 既刊図書
 - ア 各分野の古典的名著、叢書及び全集等の絶版本
 - イ 書目、古文書学及び書誌学関係図書
 - ウ 補充資料
- (4) 神奈川県資料
 - ア 本県に関する各分野の資料
 - イ 本県の隣接地域に関する各分野の資料
 - ウ 本県関係者の著作及び県内で刊行された資料
- (5) 女性関連資料
 - 女性に関する各分野の資料

(図書収集の個別方針)

第5条 図書は、次の各号に掲げる資料に応じ、当該各号に定める方針に基づき収集する。

- (1) 新刊国内図書
 - 社会科学及び人文科学の分野につき、学術的、社会的に評価の高いものを収集する。
- (2) 新刊海外図書
 - ア 基本的な参考図書、各分野の基本図書及び多文化を理解する上で必要なものを収集する。
 - イ 前1号に準じて収集する。
- (3) 既刊図書
 - 蔵書を補完する上で必要なものを収集する。

(逐次刊行物)

第6条 第3条第2号で規定する主な逐次刊行物とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 新聞(新聞縮刷版を含む。)、雑誌、官報、公報、年鑑及び年報類
- (2) 社会科学及び人文科学分野の資料

(逐次刊行物収集の個別方針)

第7条 逐次刊行物は、次の各号に掲げる資料に応じ、当該各号に定める方針に基づき収集する。

- (1) 新聞
 - 時事に関する資料として必要な国内発行新聞及び国外発行新聞。ただし、国外発行新聞は国際的な世論を代表する新聞とする。
- (2) 雑誌
 - 国内発行雑誌については、時事に関する雑誌、社会科学及び人文科学分野の代表的な雑誌、調査研究に資する学術的な雑誌。国外発行雑誌については、主要国及び近隣諸国の国情をよく紹介し、当該国の世論を代表するような時事総合誌とする。
- (3) 年鑑及び年報類
 - 図書収集の個別方針に準じるとともに、新聞、雑誌とのつながりを考慮する。

(視聴覚資料)

第8条 第3条第3号で規定する視聴覚資料とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 16ミリ映画
- (2) ビデオテープ
- (3) レーザーディスク(LD)
- (4) デジタルバーサタイルディスク(DVD)
- (5) コンパクトディスク(CD)
- (6) レコード

- (7) カセットテープ(視覚障害者用としての録音図書を含む。)
- (8) その他の視聴覚資料

(視聴覚資料収集の個別方針)

第9条 視聴覚資料は、その記録性及び芸術性に優れたものを収集することとし、次の各号に掲げる資料に応じ、当該各号に定める方針に基づき収集する。

- (1) 前条第1号から第4号までの資料(映像関係資料)
神奈川資料、記録的価値のある資料、古典芸能、図書資料を補完するものであること。
- (2) 前条第5号から第7号までの資料(音楽、音響関係資料)
神奈川資料、記録的価値のある資料、クラシック音楽、古典芸能、図書資料を補完するものであること。
- (3) 前条第8号の資料
前2号以外の資料で、新たに視聴覚資料とみなされる資料等

(その他の資料)

第10条 第3条第4号で規定する主なその他の資料とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) マイクロ資料またはシーディーロム(CD-ROM)、フロッピーディスク(FD)、磁気テープ等の電子出版物
- (2) 写真、自筆原稿等印刷媒体によらない資料
- (3) 絵葉書、パンフレット、リーフレット、ポスター、地図等の資料
- (4) 楽譜
- (5) 電子ファイルで刊行された資料

(その他の資料収集の個別方針)

第11条 既存資料を補完する上で必要なものを収集する。

(特別コレクション)

第12条 特別コレクションとして、次の各号に掲げる資料を収集する。

- (1) ベストセラーズ文庫(日本近代以降のベストセラー図書。近年のものは年間上位20位までを収集)
- (2) 報徳思想関係図書(二宮尊徳を中心とした関係図書)
- (3) 全国都道府県・市町村史資料(全国の都道府県・市町村が編集刊行したもの)
- (4) 図書館関係資料(図書館、図書館学関係資料)

(資料収集にあたってのその他の留意事項)

第13条 資料収集は、次の各号に掲げる資料に応じ、当該各号に定める事項に留意して行わなければならない。

- (1) 複本
収集資料は原則として1点とするが、次に掲げる場合は複数収集する。
 - ア 神奈川資料
 - イ 利用上2ヶ所以上に配置する図書
 - ウ 特別コレクションとして追加包含される図書
- (2) 複製等による資料の作成
原資料保護のため、複製またはマイクロフィルム等を作成する。
- (3) 特別コレクション及び寄贈図書
収集にあたっては、必要に応じて専門家の助言を参考にするものとする。

(4) 寄贈資料

収集の基本方針及び個別方針との整合性を図る。

(資料の選定)

第14条 資料の選定基準は、別に定める。

(選定の手続)

第15条 資料の選定手続きは、神奈川県立図書館資料収集会議要領に基づき行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、資料の収集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。